

東日本大震災に伴う日病薬生涯研修認定制度の特別措置に係る取り扱いについて（Q&A 改訂）

1. 特別措置の詳細

1) 特別措置対象者について

災害救助法適用地域を管轄地域とする各県病院薬剤師会（青森県病薬、岩手県病薬、宮城県病薬、福島県病薬、茨城県病薬、栃木県病薬、千葉県病薬）に所属する会員。

- 上記7県病薬に所属する（平成23年3月末日時点）すべての会員に特別措置を適用いたします。申請の必要はありません。
- 上記7県病薬に所属する会員は平成22年度の生涯研修認定申請は行わず、平成23年度の生涯研修認定申請の際に、2年間（平成22年度・平成23年度）で計80単位以上取得し申請してください。
- 特別措置の内容について
別添1の「2. 特別措置」の1)～5)が適用となります。

電力需給逼迫による計画停電の対象地域を管轄地域とする各都県病院薬剤師会（群馬県病薬、神奈川県病薬、東京都病薬、埼玉県病薬、山梨県病薬、静岡県病薬）に所属する会員。

- 上記6都県病薬に所属する（平成23年3月末日時点）すべての会員に特別措置を適用いたします。申請の必要はありません。
- 上記6都県病薬に所属する会員は平成22年度の生涯研修認定申請は行わず、平成23年度の生涯研修認定申請の際に、2年間（平成22年度・平成23年度）で計80単位以上取得し申請してください。
- 特別措置の内容について
別添1の「2. 特別措置」の2)～4)が適用となります。

日本病院薬剤師会に特別措置の適用を申請することができる会員。

A) 災害救助法適用地域を有する県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）に在住する者。

- 災害救助法適用地域を有する県に在住し、災害救助法適用地域を有しない都道府県病薬に所属する者を対象といたします。

- 上記の適用を申請した会員は平成22年度の生涯研修認定申請は行わず、平成23年度の生涯研修認定申請の際に、2年間（平成22年度・平成23年度）で計80単位以上取得し申請してください。
- 特別措置の内容について
別添1の「2. 特別措置」の1)～5)が適用となります。
- 申請の詳細については、「東日本大震災に伴う生涯研修認定制度の特別措置について（申請のご案内）」（日病薬ホームページ掲載）を参照して下さい。

日本病院薬剤師会に特別措置の適用を申請することができる会員。

B) 災害救助法適用地域を管轄地域とする各県病院薬剤師会から、他の都道府県病院薬剤師会に所属を変更した者。

- 災害救助法適用地域を管轄地域とする各県病院薬剤師会から、平成23年3月11日から平成23年3月31日までの間に、他の都道府県病院薬剤師会に所属を変更した者を対象といたします。
- 上記の適用を申請した会員は平成22年度の生涯研修認定申請は行わず、平成23年度の生涯研修認定申請の際に、2年間（平成22年度・平成23年度）で計80単位以上取得し申請してください。
- 特別措置の内容について
別添1の「2. 特別措置」の2)～4)が適用となります。
- 申請の詳細については、「東日本大震災に伴う生涯研修認定制度の特別措置について（申請のご案内）」（日病薬ホームページ掲載）を参照して下さい。

日本病院薬剤師会に特別措置の適用を申請することができる会員。

C) 震災の影響により、学会・講習会等が中止・延期となり、かつ参加する予定であったことを証明できる書類を添付できる者。

- 上記の適用を申請した会員は平成22年度の生涯研修認定申請は行わず、平成23年度の生涯研修認定申請の際に、2年間（平成22年度・平成23年度）で計80単位以上取得し申請してください。
- 特別措置の内容について
別添1の「2. 特別措置」の2)～4)が適用となります。
- 証明できる書類について
 - ・ネームカード
 - ・領収書
 - ・受講決定通知（メール可）
- 申請の詳細については、「東日本大震災に伴う生涯研修認定制度の特別措置について（申請のご案内）」（日病薬ホームページ掲載）を参照して下さい。

特別措置対象者の平成23年度生涯研修認定申請について

- 特別措置対象者が平成23年度生涯研修認定申請をする際、原則2年間（平成22年度・平成23年度）で合計80単位以上の申請しか認めない。下記に取得単位の例を示す。

例)

平成22年度	取得単位30単位（うち規程細則第3条に定める単位10単位）
平成23年度	取得単位50単位（うち規程細則第3条に定める単位14単位）
合計	取得単位80単位（うち規程細則第3条に定める単位24単位）

特別措置対象者がすでに平成22年度生涯研修認定申請を行っている場合について

- 所属の都道府県病葉にご確認ください。

平成23年度生涯研修認定申請の際の、生涯研修記録・認定申請書について

- 平成22年度と平成23年度の生涯研修記録・認定申請書を別々に記入するか、同じものに記入するかについては、所属の都道府県病院薬剤師会にご確認ください。

2) 特別措置について

災害復旧・支援活動について

- 活動内容

災害救助法適用地域（別表1）の医療施設・避難所等でのボランティア活動。

- 対象者

災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会に所属する者及び災害救助法適用地域（別表1）を有する県に在住する者。

- 生涯研修単位

研修区分（5）グループ研修（自施設の所属長による従事証明を必要とする）

30分 0.25単位（1日上限4単位、年間上限28単位）

※ただし、移動時間・移動日をふくまない

特別措置による生涯研修履修認定申請について

1) 申請対象者

- 平成23年度日病薬が認定する専門薬剤師及び認定薬剤師の認定申請をする人については、特別措置による生涯研修履修認定申請をすることができます。
- **他団体が認定する専門薬剤師及び認定薬剤師等の認定申請又は更新をする人については、特別措置による生涯研修履修認定申請をすることができます。**

例) 他団体が認定する専門薬剤師及び認定薬剤師について

- ・ 日本医療薬学会 がん専門薬剤師（提出期限7月15日）

※がん専門薬剤師の認定申請については、期限が迫っておりますので、申請をする方は至急日病薬総務課までご連絡ください。生涯研修履修認定証を発行いたします。

- ・ 糖尿病療養指導士（更新期限）

※糖尿病療養指導士については、生涯研修履修認定書が必要な場合と、生涯研修認定証が必要な場合がありますので、更新及び申請をする方は日病薬総務課までご連絡ください。

2) 添付書類

- 添付書類については、連続した4年間（平成18年度から平成21年度まで）の生涯研修認定証の写し及び平成22年度生涯研修認定申請書の写しの添付が必要となります。

3) 提出期限

- 申請を希望される方は、申請書及び必要書類を、平成23年8月12日（金）までに当会事務局総務課宛に郵送してください。
- 日本医療薬学会がん専門薬剤師の認定申請については、期限が迫っておりますので、申請をする方は至急日病薬総務課までご連絡ください。生涯研修履修認定証を発行いたします。

4) 平成23年度の生涯研修認定申請について

- 生涯研修履修認定申請をした者は、平成23年度生涯研修認定申請（2年間合計で80単位以上取得）を必ず行うこと。

2. 特別措置対象者以外

平成22年度生涯研修認定申請について

- 各都道府県病院薬剤師会から日本病院薬剤師会への申請締切日は、1か月延長し平成

23年6月30日までといたします。

- 会員から各都道府県病院薬剤師会への申請締切日については、所属の都道府県病院薬剤師会にご確認ください。
- 認定証・履修認定証について

平成22年度生涯研修認定申請を1か月延長し平成23年6月30日までとしましたので、生涯研修認定証は8月中旬ごろ、生涯研修履修認定証は9月中旬頃に発送いたします。その後、各都道府県病院から個人宛に発送することになります。

3. すべての会員

震災の影響により、実際には開催されなかったものの成立されたこととなった学会・講習会等の単位は、参加予定であったことの証明ができる者に限り、その証明をもって単位を認めることとする。

- 平成22年度及び平成23年度生涯研修認定申請の際に、生涯研修記録・認定申請書及び生涯研修手帳に学会・講習会名を記入し、証明できる書類を添付し所属の都道府県病院薬剤師会に申請してください。また、取得単位につきましては、参加予定であった時間をすべて単位として認めることとします。
【証明できる書類について】
 - ・ネームカード
 - ・領収書
 - ・受講決定通知（メール可）

4. 会員の異動

「災害救助法適用地域を管轄地域とする各県病院薬剤師会（青森県病院、岩手県病院、宮城県病院、福島県病院、茨城県病院、栃木県病院、千葉県病院）に所属する会員」及び「電力需給逼迫による計画停電の対象地域を管轄地域とする各都県病院薬剤師会（群馬県病院、神奈川県病院、東京都病院、埼玉県病院、山梨県病院、静岡県病院）に所属する会員」が所属の県病院を変更した場合について

- 会員は80単位／2年で認定申請し、各都県病院薬剤師会は日病院からの会員データを基に認定を行う。

「日本病院薬剤師会に当該措置の適用を申請した会員」が所属の道府県病院を変更した場合について

- 平成23年度生涯研修認定申請時に申請結果通知の写しを添付し、所属の都道府県病院薬剤師会に80単位／2年で申請を行う。

特別措置対象者以外が所属の道府県病薬を変更した場合について

- 平成23年5月31日までに特別措置対象都県病薬に変更した場合

平成22年度は、生涯研修認定申請は前所属の道府県病薬に申請し、平成23年度生涯研修認定申請は現所属の都県病薬に40単位／年で申請をする。

- 特別措置対象外の道府県病薬に変更した場合

平成22年度・平成23年度ともに通常通り、40単位／年で現所属の道府県病薬に申請をする。

別添1

東日本大震災に伴う日病薬生涯研修認定制度の特別措置について

1. 特別措置対象者

- 1) 「災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会（青森県病薬、岩手県病薬、宮城県病薬、福島県病薬、茨城県病薬、栃木県病薬、千葉県病薬）に所属する会員」及び「電力受給逼迫による計画停電の対象地域を管轄地域とする各都県病院薬剤師会（群馬県病薬、神奈川県病薬、東京都病薬、埼玉県病薬、山梨県病薬、静岡県病薬）に所属する会員」について、すべての者に対して特別措置を実施する
- 2) 特別措置は、上記1) の対象者に加え「日本病院薬剤師会に当該措置の適用を申請した会員」に対しても適用する。

当該措置の適用を申請することができる対象者を下記に記す。

- A) 災害救助法適用地域（別表1）を有する県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）に在住する者。
- B) 災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会から他の都道府県病院薬剤師会に所属を変更した者。
- C) 震災の影響により、学会・講習会等が中止・延期となり、かつ参加する予定であったことを証明できる書類を添付できる者。

申請方法は、申請者本人が「特別措置の適用申請書」（日病薬ホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入したうえで、必要な書類を添えて日病薬に直接申請することとする。申請内容は、生涯研修委員会において個別に審議する。

2. 特別措置

- 1) 災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会に所属する者及び災害救助法適用地域（別表1）を有する県に在住する者が、災害復旧・支援活動に従事した場合に、平成22年度及び同23年度の当該活動に単位を付与する。
(研修区分（5）のグループ研修として、30分0.25単位で1日上限4単位、単年度上限28単位（移動時間、移動日を含まない）を認める。なお、所属長等による従事証明を必要とする。)

- 2) 特別措置の適用を受ける者については、平成22年4月1日から平成24年3月31日の2年間で計80単位以上、かつ生涯研修認定制度規程細則第3条に定める単位を計24単位以上取得したと認められる者を認定することとし、認定した者には平成22年度分及び平成23年度分の生涯研修認定証（2枚）を授与することとする。
- 3) 特別措置の適用を受ける者のうち、平成22年度分の生涯研修認定をもって、生涯研修認定（单年度認定）が5年間継続した者については、平成24年に日病薬が実施する生涯研修履修認定で、認定日をさかのぼって認定する。
- 4) 生涯研修履修認定については、日病薬が認定する専門薬剤師・認定薬剤師の認定（更新も含む）要件の一部に含まれていることから、特別措置の適用を受ける者で、当該理由の場合に限り、平成22年度認定に基づく申請を、一定期間中（別途定める）受け付けることとする。
申請方法は、申請者本人が「生涯研修履修認定申請書（特別措置用）」（日病薬ホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入したうえで、必要な書類を添えて日病薬に直接申請することとする。申請内容は、生涯研修委員会において個別に審議する。
- 5) 災害救助法適用地域（別表1）を管轄地域とする各県病院薬剤師会に所属する者及び災害救助法適用地域（別表1）を有する県に在住する者で、震災の影響で、研修記録・認定申請書（研修手帳等）を紛失した者については、当該者に対して、できる限りの確認書類の提出を求めたうえで、個別に審査し、取得単位数を確定することができる。

別表1 災害救助法適用地域一覧

●平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる被害地域

（法適用日：平成23年3月11日）〔東京都（帰宅困難者対応）を除く〕

- ・ **岩手県**：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町
- ・ **宮城県**：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町
- ・ **福島県**：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塙原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村
- ・ **青森県**：八戸市、上北郡おいらせ町
- ・ **茨城県**：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稻敷郡阿見町、那珂市、稻敷郡美浦村、稻敷郡河内町、筑西市、稻敷市、北相馬郡利根町
- ・ **栃木県**：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- ・ **千葉県**：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市